

税の申告が始まります

「申告期間」2月17日(月)～3月17日(月)

令和6年分の所得税の確定申告、令和7年度の市県民税の申告が始まります。

税務署や市が開催する申告相談会は、全て「予約制」です。

【注意】申告相談会の予約方法は、税務署と市で異なります。

◆所得税申告・確定申告相談

厚狭税務署 (☎ 72-0180)

申告相談は「スマホ申告」を中心に行いますので、マイナンバーカードをお持ちの人は、暗証番号をご確認のうえ、当日会場にお越しください。

会 場	日 程	相談時間
厚狭税務署	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日、祝日は除く)	9:00～17:00 (受付 8:30～16:00)

予約方法

① LINE アプリを使用して、国税庁 LINE 公式アカウント (@Kokuzei) から「友だち追加」→「相談を申し込む」→「相談したい税務署・希望日時を指定」
※申告相談希望日の10日前から前々日までの間で指定してください。



国税庁 LINE

② 税務署で 8:30 から配布する当日分の入場整理券を入手

※入場整理券の配布状況に応じて後日の来署をお願いすることがあります。

◆市県民税申告・確定申告相談

国税務課市民税係 (☎ 82-1125)

不動産や株の譲渡所得、配当所得、退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅借入金等特別控除は、次の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合わせください。市の申告相談会の予約方法は3ページをご覧ください。

	会 場	日 程	相談時間
①	市役所 3 階大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) (別会場開催日、土・日曜日、祝日は除く)	9:00～17:00
②	厚狭地区複合施設 2 階第 1 研修室	2月21日(金)	
③	埴生地域交流センター	2月26日(水)	
④	市民館	2月28日(金)	
⑤	赤崎地域交流センター	3月 5日(水)	
⑥	有帆地域交流センター	3月 7日(金)	
⑦	本山地域交流センター	3月14日(金)	

【注 意】申告書作成コーナー(インターネット利用端末)はありません

〈申告に必要なもの〉

- マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証等)
- 利用者識別番号
- 給与や公的年金等の源泉徴収票等
- 控除を受ける場合に必要書類
- 還付を受ける場合は、申告対象者の口座内容がわかるもの(通帳等)

パソコン等で申告書の作成・提出が便利！

自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。マイナポータル連携で控除証明書等のデータを自動入力できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



■マイナンバーカードを活用した e-Tax が便利！

- 24 時間申告書の提出が可能！
- 本人確認書類の提示または写しの提出が不要！
- マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！